

平成24年3月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(ネ)第456号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・盛岡地方裁判所平成22年(ワ)第734号)

口頭弁論終結日 平成24年1月13日

判 決

盛岡市

控 訴 人

訴訟代理人弁護士	樹	田	裕	之
同	遠	藤	大	介
同	工	藤	光	機

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 控 訴 人	アコム	株式会社
代表者代表取締役	木下	盛好
訴訟代理人弁護士	野田	谷大
同	馬場	貞幸
同	入江	克典

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、113万1263円及びうち76万5687円に対する平成19年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一、二審を通じ、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決の主文第2項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

## 第2 事案の概要等

1 (1) 本件は、控訴人が、貸金業者である被控訴人との間で、利息制限法所定の制限を超える利息を支払う旨の約定の下に金員の借入れと返済とを繰り返した取引（原判決添付別紙計算書1（以下「別紙計算書1」という。）記載の昭和63年6月15日から平成19年4月23日までの取引（別紙計算書1の番号1ないし243の取引。以下「本件取引」という。なお、本件取引が一連一体のものであるかについては後記のとおり当事者間に争いがある。）の結果、過払金が発生したと主張し、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本158万1687円、本件取引の最終日である平成19年4月23日までに生じた民法704条前段所定の法定利息50万3224円及び上記過払金元本に対する同月24日から支払済みまで年5分の割合による上記法定利息の各支払を求めた事案である。

これに対し、原審において、被控訴人は、①本件取引は一連一体のものではなく、別紙計算書1記載の昭和63年6月15日から平成6年2月16日までの取引（別紙計算書1の番号1ないし116の取引。以下「第1取引」という。）及び別紙計算書1記載の平成6年5月18日から平成19年4月23日までの取引（別紙計算書1の番号117ないし243の取引。以下「第2取引」という。）の2つの取引であって第1取引により生じた過払金が第2取引における貸付けに係る債務に充当される理由はないこと、②被控訴人は悪意の受益者ではないこと、③控訴人と被控訴人との間で平成10年及び平成16年に成立した和解契約により控訴人の被控訴人に対する過払金に係る不当利得返還請求権（以下「過払金返還請求権」ということがある。）は消滅したこと、④本件取引により生じた過払金返還請求権については、個々の弁済により過払金が生じた時点から各別に消滅時効が進行すると解すべきこと並びに⑤上記①を前提として第1取引により生じた過払金返還請求権は時効消滅したことを主張して争った。

原判決は、上記①ないし③及び⑤の点については被控訴人の主張を退けたが、上記④の点については被控訴人の主張を認めた上で、個々の弁済により生じた過払金返還請求権のうち本件訴訟の提起の日である平成22年11月4日までに消滅時効期間が満了したもの（第1取引のうち平成12年11月4日より前の弁済（別紙計算書1の番号103ないし166の弁済）により生じたもの）については時効消滅したとして、過払金元本81万6000円、本件取引の最終日である平成19年4月23日までに生じた民法704条前段所定の法定利息13万7648円及び上記過払金元本に対する同月24日から支払済みまで年5分の割合による上記法定利息の各支払を被控訴人に命ずる限度で控訴人の請求を認容した。

(2) 原判決に対し、控訴人のみが控訴を提起し、当審においては、専ら上記(1)の④の点が争点となった。

なお、原判決言渡し後、当審における不服の対象とはなっていない、原判決中控訴人の請求を認容した部分について、後記のとおり、その認容額の限度で被控訴人から控訴人に対する任意の弁済がされた。

2 前提事実（各事実ごとに掲記した証拠等及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。）

(1) 被控訴人は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（同改正により題名が「貸金業法」と改められたが、以下、同改正の前後を問わず「貸金業法」という。ただし、同改正前の貸金業法であることを明確にする趣旨で、「改正前の貸金業法」ということがある。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 控訴人は、昭和63年6月15日、被控訴人との間で、利息制限法（当時のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超える利息の約定を含む金銭消費貸借基本契約（以下「昭和63年基本契約」という。）を締結し、これに基づき、同日から平成6年2月16日までの間、別紙計算書1の番号1ないし1

16の「年月日」、「借入金額」及び「弁済額」の各欄のとおり、金員の借入れと返済とを繰り返す継続的な取引（第1取引）を行った。

また、控訴人は、平成6年5月18日、被控訴人との間で、上記と同様の金銭消費貸借基本契約（以下「平成6年基本契約」という。）を締結し、これに基づき、同日から平成19年4月23日までの間、別紙計算書1の番号117ないし243の「年月日」、「借入金額」及び「弁済額」の各欄のとおり、金員の借入れと返済とを繰り返す継続的な取引（第2取引）を行った。

そして、昭和63年基本契約及び平成6年基本契約は、いずれも、各契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。

（以上につき、甲1、乙1の1・2、乙2）

(3) 本件取引に関し、平成10年1月21日付けの「示談書（当社控）」という書面が存在する（乙4。以下、上記書面を「平成10年示談書」といい、後記のとおり被控訴人が控訴人との間で平成10年示談書につき成立したと主張する和解契約を「平成10年和解契約」という。）。平成10年示談書には、控訴人（乙）が被控訴人（甲）に対し、控訴人の被控訴人に対する同日現在における債務として合計62万3767円（元金32万9861円、利息9236円及び遅延損害金28万4670円）の債務が存在することを確認し、同債務を平成10年2月から平成16年4月まで毎月27日限り（ただし、初回は平成10年2月26日）1万5000円ずつ（ただし、最終回は3860円）75回払いでの弁済する旨の記載があり、さらに、平成10年和解契約に関し、平成10年示談書において定めるもののほか控訴人と被控訴人との間には何らの債権債務のないことを確認する旨の記載（以下「平成10年清算条項」という。）がある。そして、平成10年示談書の末

尾の当事者の「甲」欄には、被控訴人の商号等が記載されているが、「乙」欄には、他の箇所で用いられているものよりやや大きな活字で「入手困難のため代筆」という記載がされた上で、その下に「東京管理センター副部長菅野修一」という手書きの記載がされ「菅野修ACOM」と刻印された丸印が押捺されている。

(4) 本件取引に関し、控訴人と被控訴人は、平成16年10月14日、示談書（乙5。以下「平成16年示談書」という。）を作成して和解契約（以下「平成16年和解契約」といい、平成10年和解契約と併せて「本件各和解契約」という。）を締結した。平成16年示談書には、控訴人が被控訴人に対し、控訴人の被控訴人に対する同日現在における債務として合計25万1903円（元金25万0700円及び利息1203円）の債務が存在することを確認し、同債務を平成16年11月から平成20年2月まで毎月15日限り1万円ずつ（ただし、最終回は5504円）40回払いでの弁済する旨の記載があり、さらに、平成16年和解契約に関し、平成16年示談書において定めるもののほか控訴人と被控訴人との間には何らの債権債務のないことを確認する旨の記載（以下「平成16年清算条項」という。）がある。

(5) 控訴人は、被控訴人に対し、平成22年7月27日、本件取引に係る過払金返還請求権に基づき、234万2530円の支払を催告した。（甲6ないし8）

その上で、控訴人は、同年11月4日、本件訴訟を提起した。（記録上明らかである。）

(6) 被控訴人は、控訴人に対し、平成23年1月31日の原審第1回弁論準備手続期日において、①本件取引に係る過払金返還請求権については個々の弁済の日から各別に消滅時効が進行するとの理解を前提として、本件取引のうち本件訴訟提起の日から10年以上前にされた弁済（平成12年11月4日より前にされた弁済）により発生した過払金返還請求権につき、消滅時効を

援用するとの意思表示をするとともに、②第1取引と第2取引とが別個の取引であるとの理解を前提として、第1取引に係る過払金返還請求権につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

さらに、被控訴人は、控訴人に対し、平成24年1月13日の当審第1回口頭弁論期日において、上記(5)による時効中断を踏まえ、本件取引のうち上記(5)の催告の日から10年以上前にされた弁済(平成12年7月27日より前にされた弁済)により発生した過払金返還請求権につき、改めて、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(7) なお、原判決言渡し後の平成23年10月4日、被控訴人は、控訴人に対し、任意に、原判決において認容された債務(遅延損害金に係る部分を含む。)に充当すべきものとして、114万5574円を弁済し、これにより、当該債務は消滅した。

3 本件における争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、当審における当事者の追加の主張を含め、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の3のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁18行目冒頭～末尾を「3 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨」と、同頁19行目冒頭～末尾を「(1) 本件取引が一連一体のものであるか否か(以下「争点1」という。)。」とそれぞれ改め、同頁22行目冒頭～24行目末尾を削除する。

(2) 原判決4頁1行目冒頭～5行目末尾を次のとおり改める。

「昭和63年基本契約に基づく第1取引と平成6年基本契約に基づく第2取引とは別個の取引であり、本件取引は一連一体のものではない。」

(3) 原判決4頁6行目の「制限超過部分」を「利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分(以下「制限超過部分」という。)」と、同頁9行目の「過払金は、」を「債務に対し、」と、同頁10行目の「債務には」を「過払金は」とそれぞれ改める。

- (4) 原判決4頁11行目冒頭～末尾を「(2) 被控訴人が民法704条前段にいう悪意の受益者に該当するか否か(以下「争点2」という。)。」と、同頁14行目～15行目の「利息制限法を超過する利息」を「利息制限法の制限を超える利息」と、同頁16行目の「5%」を「年5%」と、同頁23行目の「取引の度に」を「個々の貸付け及び弁済の度に」と、5頁4行目の「個別明細書は、原本を保管しており、平成5年以前については、」を「個別明細書については原本を保管している。被控訴人においては、平成5年以前、」とそれぞれ改める。
- (5) 原判決5頁8行目冒頭～末尾を「(3) 平成10年和解契約の成否及び本件各和解契約により本件取引に係る過払金返還請求権が消滅したか否か(以下「争点3」という。)。」と、同頁11行目の「和解契約」を「平成10年和解契約」と、同頁13行目～14行目の「(以下「平成10年和解契約」という。)」を「(平成10年清算条項)」と、同頁15行目～16行目の「和解契約」を「平成16年和解契約」と、同頁18行目～19行目の「(以下「平成16年和解契約」といい、「本件各和解契約」という。)」を「(平成16年清算条項)」と、同頁22行目～6頁2行目の「利息制限法の定める一定の要件…を考えることもできない。」を「改正前の貸金業法43条1項により、所定の要件を満たせば利息制限法の制限を超える利息の支払も有効である旨定められていたことを踏まえると、当時、控訴人について、同人の負担する貸金債務は存在しないとの事実が確定できたわけではないから、控訴人に動機の錯誤があったということはできないし、また、本件各和解契約において被控訴人の主張するような動機が表示されていたとすることもできない。」とそれぞれ改める。
- (6) 原判決6頁6行目～7行目の「平成10年和解契約及び平成16年和解契約は、いずれも取引経過を利息制限法所定の利率に引き直した計算結果と」を「本件各和解契約については、いずれも取引経過を踏まえた利息制限法所

定の制限に従った引直し計算の結果と」と、同頁9行目の「実際の」を「上記引直し計算をした後の」と、同頁11行目の「この動機は、表示されていたから、」を「上記の点に係る動機は本件各和解契約において表示されていたから、本件各和解契約は、いずれも」とそれぞれ改める。

(7) 原判決6頁13行目冒頭～7頁18行目末尾を次のとおり改める。

「(4) 本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効期間の起算日はいつか(以下「争点4」という。)。

(被控訴人の主張)

ア 過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、借主が、何らかの事情により、既に貸主から新たな借入れを受けることができず、新たな借入金が発生する見込みのない状態に至っているような場合には、借主において、もはや貸主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることをおそれて過払金返還請求権の行使を差し控えるという理由はないから、過払金返還請求権の行使について法律上の障害は存在せず、継続的な金銭消費貸借取引の終了時から消滅時効が進行すべきものと解すべきではない特段の事情があるというべきである。

そもそも過払金充当合意自体が默示のものであって、当事者、特に借主の合理的意思解釈によるもので、限りなく擬制に近いものであることからすれば、上記特段の事情について、過払金充当合意と異なる合意の存在は必ずしも明示のものである必要はない。

イ 本件取引に関して、①平成7年8月7日の入金を最後にその後1年以上にわたり弁済がされなかったこと、②同日から同年12月11日まで被控訴人から控訴人に対して返済に関する連絡を少なくとも10回はを行い、「このまま返済がなされない場合には、貸付中止措置を行う」との説明を行ったものの、控訴人から一切返済がなかつたために、同

日、移管処理（控訴人の取引を管理していた支店から債権回収のみを取り扱う第2審査部へ管理を移す処理）を行ったこと、③それにもかかわらず、なおも控訴人が弁済をしなかつたことから、信用情報機関へ照会したところ、控訴人については複数の他社借入れがあってそれが被控訴人における他社借入基準を超えること等が判明したため、被控訴人においては、控訴人について、住民票の移動がないか否かを最終確認した上で、被控訴人への弁済が困難であると判断し、平成8年8月31日をもって、控訴人に対する貸付けを中止することを決定し、同日、本件取引につき、貸倒損失として計上する旨の処理をしたことなどの事実が存在する。

上記の事実からすれば、平成8年8月31日より後の弁済の際、控訴人については、被控訴人から新たな借入れを受けることができず、新たな借入金債務が発生する見込みのない状態に至っていたものであり、上記特段の事情があるといえる。

控訴人が上記の状態に至っていたことは、変更契約書ではなく支払のみを目的とする平成10年示談書及び平成16年示談書が作成されたという事実からも明らかである。なお、平成10年和解契約の締結の時点で、被控訴人において、控訴人の期限の利益を喪失させて一括弁済を求める余地もあったにもかかわらずこれをしなかつたのは、一括弁済を求めることが控訴人に酷である上、ようやく弁済の姿勢を見せた控訴人の意思を尊重すべきであるとの考え方から、貸付中止措置を維持しつつも分割弁済による完済を待つことにしたからにすぎず、決して新たな貸付けを予定したものではない。したがって、どれほど遅くとも、平成10年1月21日の時点において、控訴人が追加借入れはできず示談による返済しかできないことを認識していたことは明らかである。

ウ 控訴人は、平成6年基本契約に係る契約書（乙1の1・2）の1条3項の定めに基づいて貸付中止措置をとったものであって、内部的な経理処理をしたにとどまるものではない。

また、上記の定めについては、控訴人も認識し、又は少なくとも認識し得たものであるところ、控訴人は、平成7年9月14日から同年12月5日までの間に被控訴人からの連絡を受けて10回も支払約束をしながら一度も被控訴人に対する弁済をしておらず、常識的に考えて、上記契約書に記載された貸付中止措置がされる蓋然性が高いことを認識していたはずである。客観的に、貸付中止措置及び貸倒損失処理により新たな借入れを受けることができないと認識し得た以上、上記特段の事情があるといえる。さらに、平成10年示談書及び平成16年示談書の作成に当たって、被控訴人は、示談書の原本をそれぞれ控訴人に郵送していたから、それによつても控訴人は追加借入れができず示談による弁済しかできないことを認識していたものである。

なお、事実上の貸倒損失についても税法上は法律上の貸倒損失と同様の扱いがされ、また、事実上の貸倒損失についても客観的に判断されるべきものであることも重視すべきである。

#### （控訴人の主張）

ア 被控訴人が本件取引において控訴人に対する貸金債権について貸付中止措置をとったという事実については否認する。

被控訴人は、控訴人に対して複数回直接連絡をしたなどと主張するが、そもそも被控訴人の主張は、貸付中止措置の経緯に係るものにすぎず、貸付中止措置自体の主張ではない。また、連絡を取った日時について具体的な事実が示されていない等、被控訴人の主張には具体性がなく、さらに、貸金業者であれば業務上作成しているところの交渉経緯に関する書面等の裏付け証拠も提出されていない。なお、乙第37

号証は、被控訴人の社員という利害関係の強い者が作成した証拠にすぎず、特に、本件においては、被控訴人が、控訴人の署名がなく被控訴人の社員のみにより作成された平成10年示談書（乙4）をもって合意書であると主張していることに鑑みても、乙第37号証には信用性がない。

イ 本件取引において過払金返還請求権の消滅時効期間の起算点が個々の弁済により過払金が生じた各時点からとなつたとの主張は争う。

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は、過払金充当合意が過払金返還請求権行使を妨げる法律上の障害となり、過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点から進行するところ、上記特段の事情については、実体的な権利関係を変動させる法律関係が存在することが前提となると考えられる。しかし、被控訴人が本件取引において控訴人に対する貸金債権について事実上の貸倒損失処理を行ったとしても、権利関係は変動しないから、上記特段の事情はない。

ウ 一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させることができた時点から過払金返還請求権の消滅時効が進行するものではないこと等からすれば、本件のような場合においては、貸付中止措置を内容とする合意が存したか否かが問題であり、それが存したといえるためには、貸金業者の明確な意思表示が必要であることはもちろん、借主の意思表示が必要である。過払金返還請求権の行使及びそれに関する合意については、行使される側の貸金業者の意思よりも、専ら行使する側の借主の意思が必須の基礎事実であるというべきである。

しかるに、本件において、被控訴人が主張する貸倒損失処理は、被控訴人の内部的な経理処理にすぎず、明確な貸付中止措置であるとは

いえない。また、仮に、同処理に貸付中止措置とみるべき要素が存したとしても、明確な貸付中止措置がとられたことを控訴人が明確に認識できる状況に置かれていたということはできない。平成8年3月31日の時点で、被控訴人においては、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させることができたといえるかもしれないが、実際に被控訴人がそれを終了させた事実はなく、控訴人において、一方的に当該取引を終了させて過払金の返還を請求することができると認識していたという事情もない。

したがって、貸付中止措置を内容とする合意は認められない。なお、平成10年和解契約及び平成16年和解契約においても今後の貸付けについては何ら触れられていない。

むしろ、被控訴人において、期限の利益の再度の付与をその内容に含む平成10年示談書を作成していることは、貸倒債権を正常化された債権に変更して取引を再開しようとする被控訴人の默示の意思表示と解し得る。被控訴人においては、継続的・定期的に控訴人の信用状況を把握し、それが改善して、控訴人が弁済を再開するに足りる程度に信用状況が回復したと判断したことを前提としていたものである。

その他、平成10年和解契約で遅延損害金の年率が変更されていること、「取引経過」(乙2)において、平成10年1月21年時点で32万9861円であった「極・契約額」が同年2月25日には39万9748円と拡大されていること、無効ではあれ平成16年和解契約が締結されたこと等も、上記特段の事情がないというべき事情である。なお、仮に平成10年和解契約が成立していたとしても、平成10年示談書には印紙が貼付されていないこと、平成16年和解契約後の弁済と異なり、平成10年1月21日から平成16年10月14日までの弁済については平成10年示談書の内容と必ずしも整合していない

ことのほか、平成10年和解契約が錯誤により無効であるとみるとべき前記の事情からすれば、被控訴人の社員から控訴人に対し、電話で、債務残額の弁済について、金額を具体的に指定せず、1万円から3万円を1か月1回程度支払ってほしいと述べただけであると推認され、それ以上に、平成10年清算条項について合意がされた事実や、過払金返還請求権の行使に関し控訴人の意思表示といえる要素は認められない。

エ なお、仮に、上記特段の事情が認められたとしても、控訴人の被控訴人に対する催告及び本件訴えの提起により、過払金返還請求権の消滅時効は中断している。」

(8) 原判決7頁19行目冒頭～末尾を「(5) 第1取引と第2取引とが別個独立の取引であるがゆえに第1取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効が完成したといえるか否か(以下「争点5」という。)。」と改め、同頁21行目冒頭～23行目末尾を次のとおり改める。

「 第1取引の終了日から既に10年が経過しており、第1取引に係る過払金返還請求権については消滅時効が完成している。」

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原判決中控訴人敗訴部分に係る控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、次のとおりである。

#### 2 争点1ないし3について

争点1ないし3に対する判断は、次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決8頁1行目冒頭～3行目末尾を次のとおり改める。

「 前記第2の2の前提事実に、証拠(甲1、5、乙1の1・2、乙2ないし6、7の1・2、乙8の1・2、乙27、37)及び弁論の全趣旨を総

合すれば、次の各事実を認めることができる（なお、各項の末尾に同項記載の事実の認定に用いた主要な証拠を適宜掲記する。）。

（2）原判決8頁4行目冒頭～13行目末尾を次のとおり改める。

「（1）控訴人は、昭和63年6月15日、被控訴人盛岡支店の店頭において、住所氏名、住居の状況、配偶者の職業年収及び家族関係等を記載した「A C会員入会申込書（兼会員登録票）」等を提出して、被控訴人との間で昭和63年基本契約を締結し、被控訴人からカードローンの利用のための「アコムカード」（以下、「カード」という。）を受領した。なお、昭和63年基本契約の契約番号（枝番を含む。）は0272714401-01、会員番号は02727144、カード番号は2727144であった。

その上で、控訴人は、別紙計算書1の番号1ないし115のとおり、昭和63年基本契約に基づき、同日、ATMを利用して被控訴人から31万円を借り入れ、以後、平成6年1月27日に至るまで、被控訴人との間で、借り入れ及び弁済を繰り返した。

控訴人は、同年2月16日、被控訴人盛岡支店の店頭において、同日時点における第1取引の約定残債務額21万8012円（元金21万457.9円及び利息3433円）を完済して（別紙計算書1の番号116）、被控訴人から受取証書を受領するとともに昭和63年基本契約の契約書を受領した。そして、被控訴人においては、同日付けで、昭和63年基本契約について解約処理をしたが、控訴人に交付されていたカードは回収されず、その使用を停止する処理もされなかった。」

（3）原判決8頁16行目の「遅延損害金」を「遅延損害金の利率」と、同頁17行目～18行目の「（甲1、乙2、6、7、8の1、乙27）」を「（甲1、乙2、6、7の1・2、乙8の1、乙27）」とそれぞれ改める。

（4）原判決8頁19行目冒頭～9頁8行目末尾を次のとおり改める。

「(2) 控訴人は、平成6年5月18日、被控訴人盛岡支店の店頭において、「カードローン基本契約書」(乙1の1・2)及び前記と同様に一定の事項を記入した「A C会員入会申込書(兼会員登録票)」(乙6)を提出して、被控訴人との間で平成6年基本契約を締結し、被控訴人から新たにカードを受領した。なお、平成6年基本契約の契約番号(枝番を含む。)は0272714402-01、カード番号は6568168であった(これに対し、会員番号については、同日付け明細書(乙8の2。同日における40万円の貸付けについて記載されている。)には「02727144」と記載されているが、上記入会申込書(乙6)の「会員番号(カード番号)」欄、その受付票(乙7の1)の同欄及び後記の移管に係る移管顧客情報リスト(乙37)には「06568168」と記載されている。)。平成6年基本契約の契約極度額は40万円であり、借入条件については、返済方式は借入金額スライドリボルビング方式、借入利率は実質年率29.20%、遅延損害金は年率36.50%、各回の返済金額(元利合計金額)は借入金額10万円以下の場合が4000円以上、借入金額20万円以下の場合が8000円以上、借入金額30万円以下の場合が1万2000円以上(以下、借入金額が10万円増すごとに4000円を追加)とされていた。そして、上記のとおり新たにカードが交付されたことに伴い、昭和63年基本契約の際に控訴人に交付されていた前記カードについてはその使用を停止する処理がされた。

その上で、控訴人は、別紙計算書1の番号117ないし133のとおり、平成6年基本契約に基づき、同日、被控訴人から40万円を借り入れ、以後、平成7年8月7日に至るまで、被控訴人との間で、借入れ及び弁済を繰り返した。」

(5) 原判決9頁10行目の「1万円が最後である。(甲1, 乙1, 2, 6, 7, 8の2, 乙27)」を「1万円が最後のものである。(甲1, 乙1の1・2,

乙2, 6, 7の1・2, 乙8の2, 乙27)」と改める。

(6) 原判決9頁11行目～13行目の「被告の原告に対する債権について、…原告からの弁済がなく、同年12月11日、」を「平成6年基本契約に基づく取引に係る約定残債務の弁済について、被控訴人盛岡支店は、平成7年9月14日から同年12月5日にかけて、控訴人に対し、再三再四連絡を試み弁済を催促したが、この間、控訴人からの弁済はなかった。そこで、同支店は、同月11日、」と、同頁14行目～16行目の「原告は、多重債務であるとして…平成8年3月31日、原告が」を「控訴人は多重債務の状態にあるとして、控訴人につき被控訴人の審査部に移管する旨の内部手続をした。その後、同審査部は、平成8年3月31日、控訴人については、調査の結果、」と、同頁17行目の「32万9861円を貸倒損失として計上した。」を「同日時点における上記取引の残債務元金額32万9861円につき回収困難と判断して貸倒損失として計上する旨の内部手続をした。」とそれぞれ改める。

(7) 原判決9頁19行目冒頭～12頁14行目末尾を次のとおり改める。

「(4)ア 控訴人と被控訴人は、平成10年1月21日ころ、直接面談することなく、控訴人が被控訴人に対し、控訴人の被控訴人に対する同日現在における債務として合計62万3767円(元金32万9861円、利息9236円及び遅延損害金28万4670円)の債務が存在することを確認し、同債務を平成10年2月から平成16年4月まで毎月27日限り(ただし、初回は平成10年2月26日)1万5000円ずつ(ただし、最終回は3860円)75回払いでの弁済する旨の合意をした。そして、被控訴人においては、本件取引につき、平成10年1月21日に店頭で控訴人と示談したとの内部処理が行われ、被控訴人の東京管理センター副部長菅野修一により平成10年示談書が作成された(この際の契約番号は、0272714403-01とされた。)。なお、上記合意に当たり、本件取引ないし第2取引に係る取引履歴が

被控訴人から控訴人に開示されたとの事実はなく、また、平成6年基本契約の際に控訴人に交付されていたカードは回収されず、その使用を停止する処理もされなかった。(甲1, 乙2, 4)

その上で、控訴人は、別紙計算書1の番号134ないし213のとおり、平成10年2月25日から平成16年10月8日に至るまで、被控訴人に対する弁済を繰り返した。なお、この間の平成12年3月27日、平成6年基本契約における遅延損害金の利率は、年率29.20%に変更された。(乙2)

イ 控訴人は、平成10年和解契約の締結の事実自体を否認するが、上記アの括弧内に掲記した証拠に加え、平成7年8月8日から平成10年2月24日まで途絶えていた被控訴人の弁済が同月25日から改めて開始され、その後しばらくの間は概ね毎月1万5000円の弁済がされているという本件取引の経過によって、上記アの範囲で合意がされたことは優に認めることができる。

もっとも、その合意の際に、平成10年清算条項の内容が被控訴人から控訴人に対して説明されたことについては、被控訴人から、事前に控訴人に対して示談書の原本を郵送するなどした旨の主張がされているものの、そのような事実を認めるに足りる証拠はなく、その他、本件全証拠をもってしても、上記説明がされた事実を認めることはできないから、平成10年清算条項の内容につき控訴人と被控訴人との間で合意がされたことを認めるには足りない(以下「平成10年和解契約」という場合、上記アの範囲でされた合意を指す。)。

(5) 控訴人と被控訴人は、平成16年10月14日、控訴人が被控訴人に対し、控訴人の被控訴人に対する同日現在における債務として合計25万1903円(元金25万0700円及び利息1203円)の債務が存在することを確認し、同債務を平成16年11月から平成20年2月ま

で毎月 15 日限り 1 万円ずつ（ただし、最終回は 5504 円）40 回払いと弁済する旨の記載及び平成 16 年清算条項の記載がある平成 16 年示談書を作成し、平成 16 年和解契約を締結した。そして、被控訴人においては、本件取引につき、平成 16 年 10 月 14 日に店頭で控訴人と示談したとの内部処理が行われた。なお、平成 16 年和解契約に当たり、本件取引なし第 2 取引に係る取引履歴が被控訴人から控訴人に開示されたとの事実ではなく、また、平成 6 年基本契約の際に控訴人に交付されていたカードは回収されず、その使用を停止する処理もされなかった。

（甲 5、乙 5）

その上で、控訴人は、別紙計算書 1 の番号 214 ないし 243 のとおり、平成 16 年 11 月 11 日から平成 19 年 4 月 23 日に至るまで、被控訴人に対する弁済を繰り返した。」

（8）原判決 12 頁 15 行目の「争点 1（本件取引の一連性）について」を「争点 1 について」と、13 頁 11 行目～12 行目の「前記認定事実によれば、以下の事実を認定することができる。」を「訂正して引用した原判決の「事実及び理由」欄の「第 3 当裁判所の判断」の 1 の認定事実（以下「前記認定事実」という。）を踏まえれば、本件取引については、次の各事情を指摘することができる。」とそれぞれ改め、同頁 13 行目冒頭～19 行目末尾を次のとおり改める。

「ア 昭和 63 年基本契約に基づく第 1 取引は、約 5 年 8 か月にわたって継続し、第 1 取引が終了した約 3 か月後に平成 6 年基本契約が締結されて第 2 取引が開始された。第 1 取引の終了時には、昭和 63 年基本契約に係る契約書が被控訴人から控訴人に対して返還されたが、カードの使用を停止する手續がされることではなく、当該手續がされたのは、第 2 取引の開始時に新たにカードが発行されると同時であった。

また、昭和 63 年基本契約の内容（第 1 取引の終了時点のもの）と平

成6年基本契約の内容を比較すると、極度額が前者においては50万円、後者においては40万円であるとの差異はあったが、借入利率及び遅延損害金の利率は同一であり、また、返済方法についても大きく異なるものではなかった（昭和63年基本契約における返済方法の定めの詳細は明らかでないが、第1取引の経過に加え、平成6年基本契約における返済方法の定めによれば借入金額が50万円の場合の返済額が2万円以上となることに照らし、両契約における返済方法の定めは同様のものであったことが推認される。）。

そして、平成6年基本契約に基づく第2取引は、その間に平成10年和解契約及び平成16年和解契約を挟みつつも、約12年11か月にわたって継続した（ただし、被控訴人から控訴人への貸付けとしては、平成6年7月19日の貸付けが最後のものであり、その後の約12年9か月は、専ら控訴人から被控訴人への弁済のみがされた。もっとも、第2取引がそのような経過を辿ったのは、控訴人が被控訴人に対する弁済をいったん怠ったことによるものであり、少なくとも、平成6年基本契約が締結された当初において、控訴人と被控訴人との間では、昭和63年基本契約及びそれに基づく第1取引と同様、長期間にわたって貸付けと弁済を反復継続することが予定されていたことは容易に推認することができ、同推認を覆す事情は見当たらない。）。

なお、平成6年基本契約の締結に当たっては、控訴人から被控訴人に對し、改めて「カードローン基本契約書」（乙1の1・2）や「AC会員入会申込書（兼会員登録票）」（乙6）が提出されているところ、被控訴人は、平成6年基本契約の締結に当たり、控訴人について新規貸付時と同様の与信審査を行った旨を主張するが、本件全証拠をもってしても、そのような積極的な与信審査が行われたことを認めるには足りない。むしろ、上記各書面が提出されたその日に、昭和63年基本契約の締結の

際の貸付金額を10万円近く上回る40万円の貸付けがされていることは、平成6年基本契約の締結に当たっての与信審査が新規貸付時におけるものほど厳格なものではなかったことを推認させるものである。」

(9) 原判決13頁20行目～21行目の「基本的に同じであり」を「共通のものであるということができ」と、同頁22行目～23行目の「判断される」、会員番号は・・・同じである。」を「推認される。」、会員番号についても、カードが新たに発行されていることから一部の書面においては異なったものが用いられてはいるものの、一部の書面においては同一のものも用いられており、少なくとも、会員番号が異なることをもって第1取引と第2取引が事実上1個の連続した取引であることを否定すべき事情に当たるということはできない。」とそれぞれ改め、同頁24行目冒頭～14頁2行目末尾を削除する。

(10) 原判決14頁3行目冒頭～10行目末尾を次のとおり改める。

「(3) 以上の事情を総合的に考慮すれば、昭和63年基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、同契約に基づく第1取引と平成6年基本契約に基づく第2取引とは事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるというべきであり、本件全証拠をもってしても、この判断を覆すに足りる事情は認められない。したがって、控訴人と被控訴人との間においては、昭和63年基本契約に基づく第1取引により発生した過払金を平成6年基本契約により発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在したものと認めるのが相当である。」

(11) 原判決14頁11行目冒頭～末尾を「3 爭点2について」と、同頁12行目の「制限利率」を「利息制限法1条1項所定の制限利率」とそれぞれ改める。

(12) 原判決15頁4行目の「前記認定事実によつても、」を「本件全証拠によつても、」と、同頁9行目の「認めるに足りる事情は認められない。」を「認め

るに足りない。」とそれぞれ改めた上、同頁10行目冒頭～16行目末尾を次のとおり改める。

「ア 被控訴人は、本件取引において、控訴人に対し、取引の都度、遅滞なく交付したと主張する17条書面及び取引の都度、直ちに交付したと主張する18条書面について、そのごく一部しか書証として提出しておらず（乙1の1・2、乙8の1・2、乙21の1ないし10、乙38）、本件取引のうちほとんどの部分については、そもそも被控訴人から控訴人に対して17条書面及び18条書面として一定の書面の交付がされたことを認めるに足りる的確な証拠すらない。なお、被控訴人は、ATMによる貸付け及び弁済については、「取引経過」（乙2）の記載及びATMご利用明細表のサンプル（乙22）から被控訴人においては控訴人を含めた顧客に対し17条書面及び18条書面を交付できる体制が整っていたことが分かる旨を主張し、振込等の送金による弁済については、明細書を控訴人が店頭に来店した際に交付し、又は控訴人の指定した住所へ必ず送付している旨を主張するが、前者については、当該主張を裏付けるATMの仕組みや明細書の交付が上記「取引経過」の作成に当たって反映される仕組みなどを認めるに足りる証拠はなく、後者についても、平成6年基本契約に係る契約書の条項にその旨の定めがある他は当該主張を裏付ける証拠はなく、いずれも採用することができない。」

(13) 原判決15頁17行目の「ウ」を「イ」と、同頁22行目の「貸金業法」を「改正前の貸金業法」と、同頁23行目の「同法施行規則13条1項1号チ」を「貸金業法施行規則（平成19年内閣府令第79号による改正前のもの。なお、同改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律施行規則）13条1項1号チ」と、16頁8行目～10行目の「その時点での全貸付けの残元利金について、・・・解すべきである。」を「その時点での残元利金について最低返済額（元利合計金額）を毎月の返済期日に返済する場合の返済期間、

返済金額等の記載をすべきものと解すべきである（最高裁平成17年（受）第560号同年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁、最高裁平成23年（受）第307号同年12月1日第一小法廷判決・裁判所時報1545号2頁参照）。」とそれぞれ改めた上、同頁11行目冒頭～18行目末尾を次のとおり改める。

「しかし、被控訴人が17条書面に当たるものとして提出する書面（乙1の1・2、乙8の2、乙21の7・9）には上記事項の記載がない。したがって、被控訴人が17条書面に当たるものとして書証を提出している一部の貸付けについてすら、17条書面の交付があったと認めることはできない。

その他、本件全証拠をもってしても、前記特段の事情があると解すべき事情は見当たらない。なお、被控訴人は、17条書面及び18条書面については貸付けないし弁済の当時における裁判例及び学説の大多数の見解に従って要件を具備すると判断していたのであれば足りる旨も主張するが、既に指摘した本件取引における17条書面及び18条書面の交付に係る状況等に照らし、被控訴人の上記主張を採用する余地はない。」

(14) 原判決16頁21行目冒頭～末尾を「4 争点3について」と改めた上、同頁22行目冒頭～17頁4行目末尾を次のとおり改める。

「(1) 利息制限法1条1項所定の制限を超える利息の約定を含む金銭消費貸借契約（基本契約）に基づいてされた継続的な金銭消費貸借取引を前提として、貸金業者と借主との間において、ある時点における借主が弁済すべき総額を確認し、弁済期間及び各弁済期日における弁済額を定めた和解契約が締結された場合、少なくとも、本件で問題となっている平成10年和解契約及び平成16年和解契約の締結当時において、貸金業者と借主との間の一定期間にわたる取引については、取引経過やみなし弁済の成否と絡んで貸付金の残額のみならず過払金の発生の有無が問題と

なることが一般的に認識されていたことは当裁判所に顯著であることも鑑みれば、実際の貸付けの取引経過につき利息制限法所定の制限に従った引直し計算の結果と和解の内容とが大きく乖離しており、かつ、借主がそのことを認識しておらず、認識しなかったことについて貸金業者から借主に対して取引履歴が開示されなかつた等の貸金業者側に起因する事情のために法的知識の不十分な借主においては和解における互議の前提として過払金の発生の有無等を検討することができなかつたといった事情があるときは、法律行為の要素について和解契約の合意内容と表裏一体をなす過払金返還請求権の存否に関する動機の錯誤があり、かつ、そのことは表示されているというべきであるから、和解契約は無効となり、その成立をもつて貸金業者が借主からの過払金返還請求を拒むことはできないと解するのが相当である。」

(15) 原判決17頁6行目の「本件各和解契約が締結されたものの、」を「本件各和解契約が締結されたものであるが、そもそもこのうち平成10年和解契約においては平成10年清算条項についてまで控訴人と被控訴人との間に合意があったと認めるに足りないという点はひとまず措くとしても、」と、同頁8行目～9行目の「約30万円以上」を「約30万円」と、同頁11行目の「約128万円以上」を「約128万円」と、同頁13行目～14行目の「利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした結果と、各和解契約の内容との」を「利息制限法所定の制限に従った引直し計算の結果と本件各和解契約の内容との」とそれぞれ改めた上、同頁15行目冒頭～18行目末尾を次のとおり改める。

「そして、上記の点に、既に指摘した本件取引における17条書面及び18条書面の交付に係る状況等を考慮すれば、本件各和解契約の締結に当たり、法的知識の不十分な控訴人においては過払金の発生の有無等を検討することができなかつたものと推認され、本件全証拠をもつても、これ

を覆すに足りる事情は認められない。」

### 3 争点4について

(1) ア 過払金充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

借主は、基本契約に基づく借入れを継続する義務を負うものではないので、一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ、その時点において存在する過払金の返還を請求することができるが、それをもって過払金発生時からその返還請求権の消滅時効が進行すると解することは、借主に対し、過払金が発生すればその返還請求権の消滅時効期間経過前に貸主との間の継続的な金銭消費貸借取引を終了させることを求めるに等しく、過払金充当合意を含む基本契約の趣旨に反することとなるから、そのように解することはできない。

したがって、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するな

ど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。(以上につき、最高裁平成20年(受)第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照)

イ その上で、過払金充当合意が法律上の障害に当たるとみるべき前記の根拠等を踏まえれば、上記特段の事情については、借主において、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が継続しているにもかかわらず、過払金返還請求権を行使することが基本契約の趣旨に反しないと解し得るに足りる事情、すなわち、借主が、基本契約が存続しているにもかかわらず、もはや貸主から同契約に基づく新たな借入れを行うことはできないと客観的に認識できたと認められるなど、もはや上記基本契約の存在が借主の過払金返還請求権の行使の妨げとならないと認めるに足りる客観的な事情であることを要するというべきである。

(2) 既に認定説示したところによれば、本件取引は、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であって、平成19年4月23日に終了したものである(なお、第1取引と第2取引とは事実上1個の連續した貸付取引であると評価することができるというべきであるから、第1取引の終了日をもって取引の終了日であるということはできない。また、第2取引については、その継続中に、平成10年和解契約及び平成16年和解契約の2回の和解契約が締結されているが、第2取引(したがって本件取引)の終了の日が平成19年4月23日であることについては当事者間に争いがない。)。

被控訴人は、控訴人が平成7年8月7日の入金を最後に弁済を行わなかつたため、本件取引を被控訴人の審査部に移管した上で、平成8年8月31日に貸倒損失として計上する旨の処理をしたことをもって、本件取引については上記特段の事情があると主張する。

しかし、被控訴人の主張するところは、いずれも被控訴人の内部における

手続にとどまり、控訴人において、もはや平成6年基本契約に基づき被控訴人から新たな借入れをすることができないことを客観的に認識できたと認めに足りる事情ということはできず、他に被控訴人がかかる手続をしたことを控訴人に通知するなど、控訴人がこれを認識し得るに足りるような措置をしたことの主張立証はない。そうすると、本件取引につき上記特段の事情があると認めるることはできず、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、平成19年4月23日から進行するものと解するのが相当である。

- (3)ア これに対し、被控訴人は、平成7年8月7日から同年12月11日までの間に被控訴人が控訴人に対して弁済に関する連絡をした際、「このまま返済がなされない場合には、貸付け中止措置を行う」との説明を行ったとも主張するが、そもそもそれだけでは単に返済がなければ貸付けを中止する手続をとる旨の警告ないし予告であるにすぎず、当該手続自体ではないというべきことはひとまず撇くとしても、上記期間における連絡状況に係る証拠として被控訴人の提出する証拠(乙37)にも貸付けの中止について控訴人に対して告げた旨の記載はなく、その他上記主張に係る事実を裏付ける証拠はない。
- イ また、被控訴人は、平成6年基本契約に係る契約書の条項中に貸付けの中止について定めがあることを指摘し、証拠(乙1の2)によれば、同契約書の1条3項においては、「前々項にかかわらず、アコムが債権保全上必要と認めたときは利用限度額を減額あるいは新たな貸出を中止することができます。」との記載があることが認められるが、同項の文言上、被控訴人から控訴人に対する何らかの通知等がない限り同項に基づく貸付けの中止の手続があったものということができないことは明らかであり、本件全証拠をもってしても、貸付けの中止の通知が被控訴人から控訴人に対してされたとの事実を認めるに足りない。
- ウ さらに、被控訴人は、平成10年示談書及び平成16年示談書が作成さ

れたことを主張するが、平成10年和解契約について既に認定説示したところのほか、被控訴人の主張する貸倒損失処理や平成10年和解契約に当たって平成6年基本契約の際に控訴人に対して交付されたカードにつき使用を停止する旨の手続がされたといった事情も直ちには認められないこと等に照らせば、平成10年和解契約の締結時点においても、控訴人において、もはや平成6年基本契約に基づき被控訴人から借入れを行うことはできないといった事情を客観的に認識し得たものということはできない。

上記に関し、被控訴人は、平成10年示談書及び平成16年示談書の作成に当たっては被控訴人から控訴人に対して示談書の原本を送付したことも主張するが、当該事実を裏付ける証拠はなく、また、そのような事実があったと仮定しても、平成10年示談書及び平成16年示談書のいずれにおいても貸付けの中止については何ら触れられていないことからすれば、上記送付の事実は前記判断を左右するものではない。

なお、仮に、控訴人の関与の下で平成16年示談書が作成された時点に至っては、控訴人において、もはや平成6年基本契約に基づき被控訴人から借入れを行うことはできないといった事情を客観的に認識し得たものと解したとしても、そのことのゆえに、その時点までの弁済により生じていた過払金返還請求権の消滅時効が個々の弁済の時点から進行していたものと扱われるということはできず、その場合には、当該消滅時効が平成16年示談書の作成時から進行するにとどまるから、その点において、平成16年示談書の作成等をいう被控訴人の主張にはそもそも理由がない。

(4) 以上によれば、本件取引において、過払金返還請求権の消滅時効につき本件取引が終了した時点から進行するものと解すべきでない特段の事情があるということはできない。

#### 4 争点5について

既に認定判断したとおり、第1取引と第2取引とは事実上1個の連續した貸

付取引であると評価することができるというべきであるから、第1取引によつて生じた過払金返還請求権について消滅時効が完成したとの被控訴人の主張は、その前提を欠くものであつて採用することができない。

### 5 まとめ

よつて、被控訴人は、控訴人に対し、民法704条の「悪意の受益者」として、過払金元金及び過払金の発生した時からの民法所定の年5分の利息を支払う義務を負うと解するのが相当である。

そして、本件取引について利息制限法所定の利息の制限に従つた引直し計算をすれば、別紙計算書1のとおり、本件取引の終了の日である平成19年4月23日時点における過払金元本の額は158万1687円、民法704条前段所定の法定利息は50万3224円であると認められる。

### 第4 結論

以上によれば、原審口頭弁論終結時において、原判決中控訴人敗訴部分に係る請求を含む控訴人の原審における請求は理由があるから全部認容すべきであったところ、これを一部棄却した原判決は失当であり、当該棄却部分を不服の範囲とする本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人敗訴部分を取り消した上、その部分に係る控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

裁判官

瀬戸口壯夫

裁判官

中 島 朋 宏

裁判長裁判官石原直樹は、転補のため署名押印することができない。

裁判官

瀬 戸 口 壮 夫

これは正本である。

平成24年3月14日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官

木 築 どか